

## 「役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」の抜粋

### ○ 各業務の共通の条件

- 登録要件欄の「当該業務の登録」とは、その発注業務に対応する業務種目で、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されていることをいう。  
登録要件欄に2件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。
- 人材要件欄の「●●●資格者」や「●●●経験を有する者」とは、入札参加者本人又はその職員（役員を含む。）で、常勤の者をいう。また、「1年以上の▲▲▲の実務経験」とは、▲▲▲を業とする事業者本人又はその従業員として、1年以上の期間継続して▲▲▲の実務に従事（必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。）していたことをいう。  
人材要件欄に2件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。なお、同一人が複数の人材要件を満たしている場合には、それぞれの人材要件について1名と認めるものとする。
- 実績要件欄の「直近5カ年に●●●の契約実績」とは、その入札公告の日から過去5年間に、契約した●●●の業務を適正に履行（完了）したことをいう。  
実績要件欄の「国又は地方公共団体」とは、契約の相手方が「国又は地方公共団体」でなければならないことを示している。この場合において、民間実績（独立行政法人、公社・公団、民間企業等を契約の相手方とするもの）のみを有する場合は、それが国等との同等の実績であるか、別途認定審査会の審査を受け、認められる必要がある。  
実績要件欄の「同規模の契約実績」とは、その発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約実績をいう。

### ○ 各業務ごとの条件

#### 1 建築物の保守管理業務

| 業務種目 |               | 業務レベル |                                 | 登録要件    | 人材要件  | 実績要件                               | 提出先                        |
|------|---------------|-------|---------------------------------|---------|---|------------------------------------|----------------------------|
| 1    | 建築物清掃         | B     | 中規模建築物<br>1,000㎡以上<br>20,000㎡未満 | 当該業務の登録 | ・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上<br>・ビルクリーニング技能士(*1)2名以上<br>(うち1名は1級、それ以外の者は1級又は2級であること) | 直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。 | 管財課 管理班<br>電話:073-441-2213 |
|      |               | C     | 大規模建築物<br>20,000㎡以上             | 当該業務の登録 | ・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上<br>・ビルクリーニング技能士(*1)3名以上<br>(うち1名は1級、それ以外の者は1級又は2級であること) |                                    |                            |
| 4    | ボイラーの運転・清掃・保守 | A     | 小中規模<br>25㎡未満                   | 当該業務の登録 | ・2級ボイラー技士(*3)1名以上<br>・ボイラー整備士(*4)1名以上   | 直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。 |                            |
|      |               | B     | 大規模<br>25㎡以上<br>500㎡未満          | 当該業務の登録 | ・1級ボイラー技士(*5)1名以上<br>・ボイラー整備士(*4)1名以上   |                                    |                            |
| 5    | 建築物ねずみ昆虫等防除   | B     | 中規模建築物<br>1,000㎡以上              | 当該業務の登録 | 1年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除（シロアリ駆除を除く。）に関する実務に従事した経験を有する者2名以上                       | 直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。 |                            |
| 24   | 建築物空気環境測定     | B     | 中規模建築物<br>1,000㎡以上<br>20,000㎡未満 | 当該業務の登録 | ・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上<br>・1年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者2名以上            | 直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。 |                            |
|      |               | C     | 大規模建築物<br>20,000㎡以上             | 当該業務の登録 | ・建築物環境衛生管理技術者(*2)1名以上<br>・1年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者3名以上            |                                    |                            |

- \* 1 職業能力開発促進法第44条に基づく当該職種の技能検定に合格し、同法第49条の規定により合格証書の交付を受けている者をいう。また、1級ビルクリーニング技能士については、改正省令（厚生労働省第四十七号）の施行前に、ビルクリーニング職種に係る技能検定に合格した者を含む。
- \* 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条の規定により厚生労働大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。
- \* 3 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1項第3号の免許を有する者をいう。
- \* 4 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第113条の免許を有する者をいう。
- \* 5 労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1項第2号の免許を有する者をいう。

#### 4 警備の業務

| 業務種目 |      | 業務レベル |                                 | 登録要件    | 人材要件   | 実績要件                               | 提出先                        |
|------|------|-------|---------------------------------|---------|--|------------------------------------|----------------------------|
| 1    | 建物警備 | B     | 中規模建築物<br>1,000㎡以上<br>20,000㎡未満 | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設警備検定1級又は2級所持者(*1)2名以上</li> <li>・建物で3年以上の実務経験を有する者2名以上</li> </ul> | 直近5ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。 | 管財課 管理班<br>電話:073-441-2213 |
|      |      | C     | 大規模建築物<br>20,000㎡以上             | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設警備検定1級又は2級所持者(*1)3名以上</li> <li>・建物で3年以上の実務経験を有する者3名以上</li> </ul> |                                    |                            |

\* 1 警備業法第23条第4項により当該検定の合格証明書の交付を受けている者をいう。

#### 12 森林整備等の業務

| 業務種目 |         | 業務レベル |                             | 登録要件    | 人材要件   | 実績要件  | 提出先                          |
|------|---------|-------|-----------------------------|---------|--|---|------------------------------|
| 1    | 森林整備    | B     | 中規模<br>300万円以上<br>1,000万円未満 | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>・労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。</li> <li>・専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul> | 直近5ヶ年において、契約額50万円以上の森林施業の実績を2回以上有すること（国又は地方公共団体）。   | 森林整備課 治山班<br>電話:073-441-2980 |
|      |         | C     | 大規模<br>1,000万円以上            | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>・労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）が3年以上の作業員を3名以上常時雇用していること。</li> <li>・専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul> | 直近5ヶ年において、業務レベルB以上の森林施業の実績を2回以上有すること（国又は地方公共団体）。    |                              |
| 2    | 森林調査(I) | B     | 中規模<br>100万円以上              | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種の業務実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。</li> <li>・専門技術者は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>   | 直近5ヶ年において、契約額20万円以上の森林調査の実績を2回以上有すること（国又は地方公共団体）。   |                              |
| 4    | 森林病害虫対策 | B     | 中規模<br>100万円以上              | 当該業務の登録 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。</li> </ul>   | 直近5ヶ年において、業務レベルA以上の森林病害虫対策の実績を2回以上有すること（国又は地方公共団体）。 |                              |